

# 令和6年第2回定例会会議録（第6号）

令和6年6月25日

## ○出席議員（25名）

1番	塩手悠太	2番	石田強
3番	中村悟	4番	森裕二
5番	小野和美	6番	重松康宏
7番	小野佳子	8番	日名子敦子
9番	美馬恭子	10番	阿部真一
11番	安部一郎	12番	小野正明
13番	森大輔	14番	三重忠昭
15番	森山義治	16番	穴井宏二
17番	加藤信康	18番	吉富英三郎
19番	松川章三	20番	市原隆生
21番	黒木愛一郎	22番	松川峰生
23番	野口哲男	24番	山本一成
25番	泉武弘		

## ○欠席議員（なし）

## ○説明のための出席者

市長	長野恭紘	副市長	阿部万寿夫
副市長	岩田弘	教育長	寺岡悌二
競輪事業管理者	上田亨	総務部長	竹元徹
企画戦略部長	安部政信	観光・産業部長	日置伸夫
市民福祉部長 兼福祉事務所長	田辺裕	こども部長	宇都宮尚代
いきいき健幸部長	和田健二	建設部長	山内佳久
市長公室長	山内弘美	防災局長	大野高之
教育部長	矢野義知	消防長	浜崎仁孝
上下水道局長	松屋益治郎	財政課長	河野文彦

○議会事務局出席者

局 長	河 野 伸 久	次長兼議事総務課長	中 村 賢一郎
補佐兼総務係長	松 本 万紀子	補佐兼議事係長	甲 斐 俊 平
主 査	松 尾 麻 里	主 査	村 田 和 寛
主 任	定 宗 隆一郎	事 務 員	尾 割 春 晃

○議事日程表（第6号）

令和6年6月25日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 上程中の全議案に対する各常任委員会委員長報告、討論、表決
- 第 2 議第70号 別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 第 3 議第71号 別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 議第72号 別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 議第73号 別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 第 4 議第74号 別府市職員懲戒審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 第 5 報告第2号 令和5年度別府市一般会計繰越明許費繰越計算書の提出について
- 報告第3号 令和5年度別府市水道事業会計予算繰越計算書の提出について
- 報告第4号 令和5年度別府市公共下水道事業会計予算繰越計算書の提出について
- 報告第5号 一般財団法人別府市総合振興センターの経営状況説明書類の提出について
- 報告第6号 一般財団法人大分県東部勤労者福祉サービスセンターの経営状況説明書類の提出について
- 報告第7号 一般社団法人別府市産業連携・協働プラットフォームB－b i z L I N Kの経営状況説明書類の提出について
- 報告第8号 市長専決処分について
- 第 6 議員提出議案第4号 地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書
- 議員提出議案第5号 2024年度最低賃金の改正等に関する意見書
- 議員提出議案第6号 義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算拡充を求める意見書
- 議員提出議案第7号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充し全てのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書
- 議員提出議案第8号 地方自治法の一部を改正する法律に対する意見書
- 第 7 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

日程第1～日程第7（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（加藤信康） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 6 号により行います。

日程第 1 により、上程中の全議案に対する各常任委員会の審査の経過及び結果について、各委員長から順次報告を願います。

（総務企画消防委員会委員長・森山義治登壇）

○総務企画消防委員会委員長（森山義治） 去る 6 月 14 日の本会議において総務企画消防委員会に付託を受けました議第 55 号令和 6 年度別府市一般会計補正予算（第 3 号）関係部分ほか 10 件について委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、この経過と結果について御報告をいたします。

初めに、議第 55 号令和 6 年度別府市一般会計補正予算（第 3 号）関係部分についてであります。

政策企画課関係部分では、歳入に大分県と連携して行う要介護認定に関する業務のデジタル化に対する交付金、国のモビリティ人材育成の助成制度を活用した補助金を計上し、歳出においては、同補助金を活用して、誰もが利用できる地域公共交通を推進する人材を育成するため、交通体系整備促進に要する経費の追加額を計上するとの説明がなされました。

委員から、交通体系整備促進に要する経費の追加額について育成した人材をどのように活用するのかという質疑がなされ、当局から、育成した人材は様々な活用が考えられるため、将来的にはインバウンドに関するビジネスへの活用なども想定している、との答弁がなされました。

さらに別の委員から、人材育成事業の実施主体や同事業に対する交通事業者との協議の状況について質疑がなされたのに対し、当局から、同事業者は市主体で交通事業者や福祉関係者と連携して取り組み、交通事業者とは協議済みであるとの答弁がなされた次第であります。

次に、財政課関係部分では、別府市財政調整基金繰入金の追加額 7,751 万 6,000 円について、一般会計補正予算（第 3 号）における財源不足分の調整のため、繰入金の追加を行うものとの説明がなされました。

次に、自治連携課関係部分では、自治会公民館等で使用するコミュニティ活動に必要な備品等の整備に対する経費については、一般財団法人自治総合センターが実施している宝くじの社会貢献事業として、コミュニティ助成事業助成金の交付決定を受けており、歳入に計上しているとの説明がなされました。

委員から、交付決定の経緯はという質疑がなされ、当局から、申請後に一般財団法人自治総合センターを通じて選考される旨の答弁がなされました。

最後に、防災危機管理課関係部分では、防犯・暴力絶滅対策に要する経費の見守りカメラ設置委託料は、再編関連訓練移転等交付金の活用を認められたことに伴い、一般財源として計上していた 3,300 万円に、交付金 2,271 万 7,000 円を充当し、一般財源を 1,028 万 3,000 円に減額するとの説明と地震津波等被害防止対策に要する経費の追加額として、近年の大雨や台風など災害の激甚化・頻発化に加え、本年 1 月に発生した令和 6 年能登半島地震における物資不足の課題を検証し、災害への備えを強化するため、災害非常用備蓄物資の購入費用を計上しているとの説明がなされました。

委員から、地震津波等被害防止対策に要する経費の追加額の中で、近年の災害を見て、備蓄物資購入の前倒しをしたいとのことだが、どれくらいの計画で考えているのかとの質疑がなされ、当局から、当初、中長期的に見て備蓄物資をそろえていきたいと考えていたが、令和 6 年度から令和 8 年度まで 3 か年に前倒し、備蓄していく予定であるとの答弁が

なされました。

最終的に、議第 55 号令和 6 年度別府市一般会計補正予算（第 3 号）関係部分の採決におきましては、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく可決すべきものと決定した次第であります。

次に、4 件の条例議案及び 6 件のその他議案についてであります。

初めに、議第 57 号別府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、同法別表第 2 が削られたこと等に伴い、条例を改正しようとするものであるとの説明がなされました。

次に、議第 58 号別府市職員等の旅費に関する条例等の一部改正については、国内外の経済・社会情勢の変化に柔軟に対応するため、宿泊料等を見直すことに伴い条例を改正するものであるとの説明がなされました。

続きまして、議第 59 号別府市税条例の一部改正については、市民税は政府が進める官民が連携し成長と分配の好循環を実現しようとする新しい資本主義の政策の一つである公益信託制度改革に伴う市税条例の改正であり、固定資産税では、非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について定めた別府市条例第 56 号中、法人の適用根拠法令である私立学校法が改正されたことに伴い、別府市税条例の第 56 条中、第 64 条第 4 項とあるのを第 152 条第 5 項と改正しようとするものであるとの説明がなされました。

次に、議第 60 号別府市税特別措置条例の一部を改正する条例については、地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令の一部が改正されたことに伴い、別府市税特別措置条例を改正しようとするものであるとの説明がなされました。

次に、議第 63 号動産の取得については、救急件数の増加に対応するため、救急隊 1 隊を増隊し、救急活動を迅速に行うため、高規格救急自動車を購入入れることについて、議会の議決を求めるものであるとの説明がなされました。

委員から、納入の時期及び実働する時期についての質疑がなされ、当局から納入の時期は令和 7 年 3 月 20 日頃を予定しており、運用する時期は納入されてすぐにと考えている旨の答弁がなされました。

次に、議第 64 号新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更については、公有水面埋立により新たに生じた土地を確認し、当該土地を北浜三丁目の区域に編入しようとするものであるとの説明がなされました。

続きまして、議第 65 号他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議については、大分市が設置する大分市大在東グラウンドを本市の住民の利用に供させるため、議会の議決を求めるとの説明がなされました。

最後に、3 件の市長専決処分についてであります。

令和 6 年度税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律等が改正施行されたことに伴い、議第 67 号では、別府市税条例の一部を改正する条例を、また、議第 68 号では、別府市都市計画税条例の一部を改正する条例を市長において専決処分したことから、議会に報告し、その承認を求めるものであるとの説明がなされました。

委員から、定額減税について、事業者からの問合せに対し、相談窓口などがあるかとの質疑があり、当局から、住民税の定額減税に関しては市民税課に問合せをしていただき、所得税に関しては、税務署と連携して対応する旨の答弁がなされました。

次に、議第 69 号財政課関係部分では、別府市財政調整基金繰入金金の追加額 1 億 3,370 万円について、歳出補正予算における一般財源の不足分を調整するため、基金からの繰入れを追加するものであるとの説明がなされました。

以上、4 件の条例議案及び 6 件のその他議案の採決におきましては、当局の説明を了と

し、全員異議なく、原案のとおり可決、承認すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の結果及び経過及び結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

(観光建設水道委員会委員長・穴井宏二登壇)

- 観光建設水道委員会委員長（穴井宏二） 去る6月14日の本会議において、観光建設水道委員会に付託を受けました議第55号令和6年度別府市一般会計補正予算（第3号）関係部分ほか1件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第55号令和6年度別府市一般会計補正予算（第3号）関係部分についてであります。

観光課関係部分では、企業版ふるさと納税の一部を観光客誘致・受入に要する経費に充当することに伴い、2,000万円を財源補正として計上しているとの説明がなされました。

委員から、具体的な予算の使途についての質疑があり、当局から、一般社団法人別府市産業連携・協働プラットフォームBiz LINKに対する事業費負担金として、インバウンド向けのウェブサイトの運営費等に使用する旨の答弁がなされた次第であります。

次に、都市計画課関係部分では、昨年度から実施している楠銀天街アーケード撤去業務の経費において、撤去を進めるに当たり、より安全に作業を行うためのクレーン作業の追加が必要となったことや、歩行者等の安全を確実に確保しつつ周辺交通等への影響を最小限とするため、仮設費用及び交通誘導員の増員に係る費用を補正計上しようとするものとの説明がなされました。

続きまして、公園緑地課関係部分では、その他都市公園整備に要する経費において、交付金の交付により、財源補正として544万1,000円を一般財源から減額し、国県支出金として補正計上しようとするものとの説明がなされ、委員からの、事業対象は特定の公園なのかとの質疑に対し、当局から、北石垣公園及び海門寺公園の防犯カメラに係る事業を進めていく旨の答弁がなされました。

最終的に、議第55号令和6年度別府市一般会計補正予算（第3号）関係部分の採決におきましては、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第62号別府市布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正については、水道法、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正により、水道事業の権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されたこと並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が見直されたことに伴い、条例を改正しようとするものとの説明がなされ、採決の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過と結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

(厚生環境教育委員会副委員長・重松康宏登壇)

- 厚生環境教育委員会副委員長（重松康宏） 委員長に代わりまして、副委員長の私から御報告申し上げます。

去る6月14日の本会議において、厚生環境教育委員会に付託を受けました議第55号令和6年度別府市一般会計補正予算（第3号）関係部分ほか4件について、委員会を開会し、慎重に審議をいたしましたので、その経過及び結果について御報告申し上げます。

初めに、議第 55 号令和 6 年度別府市一般会計補正予算（第 3 号）関係部分についてであります。

高齢者福祉課関係部分では、要介護認定に関する自治体業務のデジタル化を大分県と事業を行うために、一般会計から特別会計に繰り出すとの説明がなされました。

次に、ひと・くらし支援課関係部分では、高等学校等卒業による就職者の新生活の立上げ費用や、児童手当拡充等に関する法改正に伴い、システム改修を行うための経費を計上しているとの説明がなされました。

次に、子育て支援課関係部分では、児童手当制度改正に伴い、支給対象が高校生世代まで拡充することや、第 3 子以降の支給額が 1 万 5,000 円から 3 万円へ増額すること、また、支給回数が年 3 回から 6 回へ増えることに伴い、児童手当制度に関するシステム改修に要する経費の追加、また子どもの未来創造に要する経費では、財源補正として、企業版ふるさと納税の一部を充当しているとの説明がなされ、委員より、児童手当に関することについて、法改正により、多子加算の対象年齢は幾つになったのかとの質疑に対し、大学生に限らず、親等の経済的負担のある 22 歳年度末までの子が多子加算の対象との答弁がなされました。

また、別の委員より、子どもの未来創造に要する経費をどのように活用するのかとの質疑に対し、当局より、子ども見守りシステムに関することに充当するとの答弁がなされました。

次に、健康推進課関係部分では、新型コロナウイルスワクチンの定期接種化に伴い、65 歳以上及び 60 歳から 64 歳の国が定める一定の障がいがある方を対象に接種を実施するための経費を計上しているとの説明がなされました。

委員より、ワクチンの費用に関する質疑がなされ、当局より、定期接種は市が負担する 7,000 円の 1 割から 3 割負担の間で、現在、調整を行っている等の答弁がなされました。

次に、スポーツ推進課関係部分では、現在、別府市総合体育館の大規模改修を行っており、排煙窓について、今回、経年劣化による不具合が発覚したため、建築基準法や消防法にて設置が義務づけられているものであることから、改修費用を計上するとの説明がなされ、委員より、改修期間について質疑がなされ、議決後着手し今年度末終了を予定しているとの答弁がなされました。

次に、教育政策課関係部分では、周辺施設の駐車場不足という喫緊の課題を解決するため、旧山の手中学校跡地を仮設駐車場として活用するために校舎等解体設計を委託するための経費を計上しているとの説明がなされ、委員より、今回の解体に関する協議等の経緯に関する質疑がなされ、当局より、令和 3 年 11 月に住民公聴会を開催し、市場調査、サウンディング調査等の調査結果を踏まえ、校舎については耐震工事を行っているが、経年劣化による老朽化が著しく、利活用は困難であるとの判断から、令和 6 年 4 月の公共施設マネジメント会議にて決定したとの答弁がなされました。

これに対し、委員より、今回、校舎等の解体方針が決定されたが、住民公聴会開催から 3 年近く経過しており、今後の校舎解体、工事の進捗、仮設駐車場の運用に当たっては、住民への説明をしっかりといただきたい。また、文教ゾーンという地域の位置づけを十分配慮いただき、利活用の検討は住民意見、要望を再度伺う等丁寧に協議を進めた上で、議会への説明、関連議案の提案をしてもらいたい旨の意見がありました。

当局より、今後、校舎等の解体及び将来当該土地を売却する際には、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に該当する場合、議会の議決が必要であること、また、事業進捗状況等について、地域住民への説明も必要と認識しており、詳細が決まり次第適宜対応していくこと、さらに校舎解体後の利活用についても、住民意見を伺いつつ、引き続き検討をしていく旨の答弁がなされました。

続きまして、議第 56 号令和 6 年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）では、国のモデル事業として、大分県とともに、要介護認定の申請受付から決定に至る一連の流れの中で、可能な限り、これまで紙ベースで行っていた部分をデータでやり取りができるようにシステム改修をするための経費を計上しているとの説明に対し、委員より、現在の申請受付から認定までの平均日数、また、認定を受けるまでの間、サービスを利用することができるのかとの質疑に対し、別府市は平均 38 日程度かかっている現状であること、要介護認定が出るまでに介護サービスが必要な方については、要介護認定結果によっては自己負担が発生することを御理解いただいた上で、暫定利用ができるとの答弁がなされました。

以上、2 件の予算議案におきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく可決すべきものと決定した次第であります。

次に、1 件の条例議案及び 2 件のその他議案の審査についてであります。

議第 61 号別府市立図書館設置及び管理に関する条例の全部改正については、別府市立図書館及び別府市共創交流拠点こもれびパークにより構成される複合施設の設置に伴い、別府市立図書館設置及び管理に関する条例の全部改正を行うとの説明がなされ、委員より、こもれびパークの使用料に関する質疑がなされ、当局より多目的ホール及びスタジオについては、部屋単位の貸出しを行い、リーススペースである交流サロンについては、イベント等利用目的によっては専用使用を可とし、面積に応じた使用料を徴収するとの答弁がなされました。

次に、議第 66 号市長専決処分については、別府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、関係政令が施行されたことに伴い、課税限度額の引上げや低所得者に係る保険税の減額基準所得についてそれぞれ改め、保険税軽減世帯の範囲を広げるとの説明がなされ、委員より、今回の課税限度額の引上げによる対象世帯について質疑がなされ、当局より、課税限度額を超えた世帯で改正前と比較すると、限度額の超過世帯では 72 世帯から 59 世帯に減少し、減少した 13 世帯については、今回の増額された範囲に納まっているとの答弁がなされました。

議第 69 号市長専決処分関係部分では、今回の専決処分の経緯や市内小中学校の机及び椅子の更新について、当初 2 か年で更新する予定を物価高騰等の社会情勢を踏まえ、早急に製品を確保し、全体の購入価格を抑えるため、単年度で完了させる計画に変更を行い、長期休暇等を活用し入替えを行うとの説明に対し、委員より、予算編成の段階で見積りを取った際に物価高騰が見込まれていなかったのかとの質疑に対し、当初予算要求時に見積り徴収を行い、入札前に再度実勢価格を調査したところ、想定以上に価格高騰していたとの答弁がなされました。

別の委員より今回の予算額に対して、小学校がおおよそ 40%、中学校がおおよそ 70%の執行状況であったため、この経緯について質疑がなされ、当局より今回、市内企業及び製造メーカーの企業努力により、安価で契約することができたとの答弁がなされました。

さらに、委員より、本予算は、3 月の第 1 回定例会で議決したばかりの予算を補正するものであり、想定を超える物価高騰が見込まれた等の理由があるとしても、議会に十分な説明もないまま、専決処分する進め方は、議会軽視とも取られかねないため、もう少し慎重に進めるべきではなかったかとの指摘がありました。

これに対して当局より、これまで机・椅子の更新要望が上がっている中、見積り額の高騰を受けて、早期の対応が必要と判断し、更新計画を変更の上、専決処分という提案となりましたが、今後、今回のように、年度当初の予算執行に大幅な変更が必要となるような事案については、議会へ十分に説明を行う旨の答弁がなされました。

以上、1 件の条例議案及び 2 件のその他議案におきましては、当局の説明を了とし、全

員異議なく原案のとおり可決及び承認すべきものと決定した次第であります。

以上、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過及び結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（加藤信康） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

（9番・美馬恭子登壇）

○9番（美馬恭子） 日本共産党の美馬恭子です。私は今回、議第55号令和6年度別府市一般会計補正予算（第3号）の中の、中学校の施設整備に要する経費1,800万9,000円に関して反対をいたします。

これは、旧山の手中学校の校舎解体と、仮駐車場として活用するための解体設計委託料とされています。これまでの経緯として、山の手中学校跡地利活用方針策定に係る地区公聴会が令和3年11月に実施され、地区住民の意向調査が行われています。それ以前に、民間業者へのアンケート調査が令和3年9月に、ヒアリング調査が令和3年10月から令和4年2月までの間に実施されています。地区住民の公聴会と並行して、実際に土地を活用するに当たっての業者の要望・意見を聞き取っていました。

公聴会で出された意見としては、交流拠点としての活用、文化教育施設としての活用、歴史継承に関する要望、運動用敷地の活用、不足する子育て支援施設の要望など、本当に多くの意見が出されました。この時点では、校舎の利活用についても話がされていたので、校舎の解体が決定しているという説明はありませんでした。私も参加していましたが、皆さんの思いがあふれ出るような公聴会であったと思っています。

しかし、その後の方向性としましては、業者の視点からの跡地利活用の流れとなったような気がします。公聴会で出された意見も検討項目とされていたのですが、業者とは意見の違いもあったように思われます。

令和5年11月にサウンディング調査実施を発表し、令和6年1月にサウンディング型市場調査を実施しています。対話の結果、事業成立の可能性は大きい、当該地で実施する事業については、1つ、宿泊施設及び賃貸住宅等を整備する。2つ、ホテル・分譲マンション・住宅分譲地複合施設等を整備する。3つ、住宅分譲地及び商業施設を整備する等の提案が出されたということです。

校舎の利活用に関しましては、耐震性の問題があり、継続して使用していくのは困難、業者として解体まで含めれば、解体費の負担額の懸念等もあり厳しいという意見等も出されています。ただ、この中には駐車場だけの整備という方向性はなかったように思います。

その後、令和6年4月の公共施設マネジメントにおいて、駐車場不足は現在の大きな課題である。仮の駐車場としての活用は、校舎を解体しても取るべき必要事項である。そこで今回の解体、仮駐車場整備が決定されたと報告されました。

別府市民にとっての財産でもある跡地利活用は、大変大きな問題です。そこが思い出になる土地であれば、なおさらのことです。今回、一連の流れの中での決定とされています。しかし、いま一度地域住民に今回の流れの説明をする説明会なり公聴会を開催することが必要なのではないのでしょうか。当初の想定から大きく変わっている状況です。校舎の利活用もありきとの話から一転、解体が決まっていたというのでは、理解も納得もなかなか得られません。

私は一市民として、市が市民に対する姿勢をいま一度問いたいという思いから、この中学校の施設整備に要する経費に関しては反対を表明いたします。

（1番・塩手悠太登壇）

○1番（塩手悠太） 有志の会の塩手悠太です。私は有志の会を代表して、ただいま報告にありました議第55号令和6年度別府市一般会計補正予算（第3号）に計上された予算のうち、その趣旨及び予算に承認し難い新規事業の経費が1件ございますので、全体の予算のうち、承認し難いと判断したその1件の事業について、反対の立場から討論いたします。

本一般会計補正予算につきましては、4億8,200万円の追加となっております。そのうち、中学校の施設整備に要する経費として1,800万9,000円が追加補正されておりますが、この経費については承認し難いと判断しておりますので、以下、理由を述べさせていただきます。

まず、本経費の補正概要としまして、旧山の手中学校の校舎等を解体し、仮設駐車場として有効活用するため、解体に伴う設計を行うと説明されております。ここにある旧山の手中学校は、1947年に別府市立第一中学校として開校され、1951年に山の手中学校と名称変更した中学校であります。その後、運動場、プール、テニスコート、バレーコートが完備され、1996年には耐震工事を兼ねた大規模改修が施されております。校舎に関しては、南方からの日差しを多く取り込めるようにする東西に長い校舎づくりではなく、南北に長い校舎づくりとなっており、これは一説によると、JR別府駅から見たときに、別府に大きな学校があると思ってもらえるようにするためだと言われております。その役目を終えたのは2021年であり、閉校までの間、約1万9,914人の卒業生を輩出した別府市の中学校教育を引っ張ってきた歴史ある名門校です。

また、その役目を終えた後も、世界を恐慌させた新型コロナウイルス感染症の流行の中、地域の感染症拡大を防止するための対策の拠点である別府市PCR検査センターとして、市内・市外問わず、地域に住む多くの方たちの安心・安全のために多大な貢献をしてくれました。2023年には、新型コロナウイルス感染症が感染法上の分類で5類に下げられたことを受けて、その役目を終えました。

以上のことから分かりますとおり、旧山の手中学校は別府市100年の歴史において、常に別府を見守ってきた存在であり、次世代に継承していく存在であると思っております。しかし、今回補正予算で追加された中学校の施設整備に要する経費では、喫緊の課題に対応するための校舎等の解体に伴う設計に要する経費とされており、言い換えるならば、課題に対応するために校舎を解体するという方針が決定したということになります。

私はここで2点、問題点があると考えます。1点目は、校舎等を解体するという方針が決まるまでの過程についてです。本施設は、2021年3月に教育施設としての役目を終えています。その後、同年9月に民間事業者への市場調査を行い、あわせて10月には約半年の期間を設けたヒアリング調査を行っております。そして、同年11月に本施設の活用方法に関する地域住民の意向を把握するための地区公聴会を開催して意見聴取を行い、翌2022年に公共施設マネジメント推進会議にて、跡地利活用方針が定まったということでもあります。そして2024年、本年1月にサウンディング調査を実施し、同年、本年4月の公共施設マネジメント推進会議にて、喫緊の課題である駐車場不足に対応するため、旧山の手中学校の跡地を仮設駐車場として活用するための解体する旨の方針が決定したということです。

この過程から分かるように、2021年の地区公聴会は、施設の活用方針が議題となっている集会であり、解体する旨の方針を議題とした地区公聴会は開催されておられません。そのため、周りの市民の方の中には、解体の方針が決まったことを知らない方もいらっしゃいます。私は解体自体を否定しているのではなく、せめて市民に対して、校舎等を解体する旨の方針を議題とした公聴会を経てから解体の方針を決めたほうが、市民の意見を反映させることも可能となりますし、別府市と公有財産を共有している市民との合意形成も可能となるため、一緒になって、跡地利活用に取り組んでいるという感覚や、一緒にまちづ

くりをしているという感覚を抱いてもらえるいい方法だと考えております。

したがって、解体をするという方針に至るまでの過程において、市民の意見が組み込まれていないという点において問題点があると思っております。

次に、2点目でございますが、解体理由についてであります。

議案質疑等でも主な理由として説明されておりましたが、駐車場不足と老朽化でございますが、駐車場不足の実態に関しては、駐車場実態調査、需給バランスの統計等から、おおよそその実数を示すことが可能であります。しかし、今回の方針決定に至るまでの議論において、その実数を用いた議論は見受けられませんでした。また、老朽化に関しては、建物の法定耐用年数はあくまで税務上の減価償却費を算定するための数値であって、建築物全体の望ましい目標耐用年数として、鉄筋コンクリート造の場合、普通品質なら50年から80年、高品質なら80年から120年とされております。改修等含めて、適切なタイミングで長寿命化改修を行うことで、改修後30年以上物理的な耐用年数を延ばすことが可能と説明されている報告もございます。旧山の手中学校の校舎等については、築63年であり、平成8年には大規模改修が施されておりますので、先ほどの説明から鑑みると、老朽化による改定の議論には納得できません。

これらの理由から、解体に係る議論を見るに、明確な根拠に基づいた解体議論をされずおろそかではないかと疑問に思います。中国の兵法書孫子に、巧遅は拙速に如かずという言葉がありますが、市民と共有する公有財産については、時間をかけるべきだと考えます。

これを体現したいいい例がございます。文部科学省の公立小中学校等における廃校施設及び余裕教室の活用状況についてという報告では、平成14年度から令和2年度に発生した廃校の延べ数は8,580校であり、そのうち、施設が現存している廃校の数は7,398校とあります。その現存している廃校のうち215校、約2.9%が取壊しを予定しているとの報告がされております。

この報告から、学校施設というのは地域を見守ってきた多大な貢献をしてきた施設だけあり、取り壊すという判断に至るまでには時間がかかるということが推測されます。また、ある自治体では、廃校前に市民らとワークショップを開催し、市民らと地域準備会を組織して会合、説明会を合わせて16回の議論の場を設けて共通理解を含めたと、深めたという実例もございます。

加えて、本経費については、解体に伴う設計とのことですが、一般的に設計は解体業務の一環であり、設計と解体を別に考えるという議論は、市民に理解し難いと考えます。

以上のことから、私は全体予算のうち、本中学校の施設整備に要する経費の1,800万9,000円の追加予算部分に関しては反対であります。しかし、本経費を除いた残りの4億6,399万1,000円の経費部分について、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費や、災害非常用備蓄物資購入費の追加の経費等に関しては、市民の安心・安全な暮らしの提供のための自治事務の遂行として実施すべき事業だと考えております。予算全体の9割は自治事務遂行として実施すべきだと考えておりますが、先ほど来述べさせていただいているとおり、私は中学校の校舎等の解体自体を反対しているのではなく、解体するという旨の方針を決めるまでの過程において、市民の意見を聴取せず、解体方針を決めたことに対する部分を問題視しており、その方針に基づいて追加された中学校の施設整備に要する経費についてのみ反対としております。

私は、民主主義下の政治において重視すべきは対話だと思っております。また、議員の責務の一つとして説明責任があると思っております。市民の方で解体の方針決定を知らない方がいらっしゃる状態で、解体に伴う設計の経費を承認した後に、当局から説明どおりに解体費が議会に上程された際、市民の方から、私たちは解体する方針自体を知らなかつ

た、なぜ解体前提である解体工事費が上程されているのか、なぜそもそもの解体に伴う設計費が承認されているのか、なぜ解体に伴う設計経費の段階で市民公聴会等を開催し、意見聴取を行わなかったのかという説明を求められたときに、これらの状況では、議員として説明責任を果たせないと思います。地方自治法に基づき執行機関に与えられた権限において、自治事務遂行のための行政判断は一定程度必要だと考えますが、今回問題視している経費については、その重視すべき対話が十分になされていないと考えます。

よって、その経費を含めた議第 55 号別府市一般会計補正予算（第 3 号）については反対であるということを表明して、私の討論を終わります。

○議長（加藤信康） 以上で、通告による討論は終わりました。

これにて討論を終結いたします。

これより順次採決を行います。

初めに、議第 55 号令和 6 年度別府市一般会計補正予算（第 3 号）に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤信康） 起立多数であります。よって、本件については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 56 号令和 6 年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）から議第 65 号他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議についてまで、以上 10 件に対する各委員長の報告はいずれも原案可決であります。

以上 10 件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、以上 10 件については各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 66 号市長専決処分についてから、議第 69 号市長専決処分についてまで、以上 4 件に対する各委員長の報告はいずれも承認すべきものとの報告であります。

以上 4 件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、以上 4 件については、各委員長報告のとおり承認されました。

次に、日程第 2 により、議第 70 号別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘登壇）

○市長（長野恭紘） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 70 号は、本市教育委員会委員に福島知克氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願いいたします。

○議長（加藤信康） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

議第 70 号別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、本件については原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第 3 により、議第 71 号別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてから、議第 73 号別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてまで、以上 3 件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘登壇）

○市長（長野恭紘） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 71 号、議第 72 号及び議第 73 号は、別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会委員に田中朋子氏、徳部正憲氏、及び飯沼賢司氏を選任いたしたいので、地方公務員法第 9 条の 2、第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願いいたします。

○議長（加藤信康） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

議第 71 号から議第 73 号別府市、別杵速水地域広域市町村圏事務組合公平委員会委員の選任につき、議会の同意を求めることについてまで、以上 3 件は、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、以上 3 件については原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第 4 により、議第 74 号別府市職員懲戒審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘登壇）

○市長（長野恭紘） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 74 号は、本市職員懲戒審査委員会委員に竹元徹氏を選任いたしたいので、地方自治法施行規程第 16 条第 3 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願いいたします。

○議長（加藤信康） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（加藤信康） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

議第74号別府市職員懲戒審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、本件については原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第5により報告第2号令和5年度別府市一般会計繰越明許費繰越計算書の提出についてから報告第8号市長専決処分についてまで、以上7件の報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

（副市長・阿部万寿夫登壇）

- 副市長（阿部万寿夫） 御報告いたします。

報告第2号は、令和5年度別府市一般会計補正予算（第6号）、（第8号）、（第9号）、（第10号）、（第11号）及び（第12号）において、繰越明許費として議決をいただきました財務会計システム改修事業ほか29事業について、繰越額が確定し、繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。

報告第3号は、令和5年度別府市水道事業会計予算繰越計算書、報告第4号は、令和5年度別府市公共下水道事業会計予算繰越計算書の提出です。これらの報告は、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、施設拡張改良事業等について、予算を令和6年度に繰り越しましたので、同条第3項の規定により議会に報告するものです。

報告第5号、報告第6号及び報告第7号は、地方自治法第243条の3、第2項の規定により、本市が出資しています法人の経営状況を説明する書類を議会に提出するものです。

報告第5号は、一般財団法人別府市総合振興センターの令和5年度事業収支報告書及び令和6年度事業収支計画書の提出です。令和5年度は独自事業の温泉給湯や指定管理者事業など6事業を実施しましたが、指定管理者事業の減少や、賃金、諸物価の上昇などにより、当期純利益は前年度比約89%減となりました。令和6年度は、独自事業指定管理者事業で計6事業を実施する計画となっています。

報告第6号は、一般財団法人大分県東部勤労者福祉サービスセンターの令和5年度事業報告書及び令和6年度事業計画書の提出です。令和5年度は新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類に引き下げられたことで、社会経済活動も活発になりましたが、原油等の価格高騰による物価上昇の中、さらなる会員サービスの質の向上に取り組んでまいりました。

また、3月末日の会員数は前年度より28名減の3,907名となりました。令和6年度は、勤労者等の福祉の向上を図り、企業の振興、地域社会の活性化に寄与すべき運営に取り組んでいく基本方針の下、既存の共済給付事業や助成事業、グルメやスポーツ観戦などの事業を継続していきながら、一層のサービス向上に努める計画となっています。

報告第7号は、一般社団法人別府市産業連携協働プラットフォームBiz LINKの令和5年度決算報告書及び令和6年度事業計画の提出です。令和5年度は、当期純利

益は3,036万2,000円で、前年に対して81万2,000円の増益となりました。令和6年度は、起業創業支援事業や誘客推進事業等を継続し、別府市の産業振興に寄与するとともに、堅実な経営の実践を考えています。

報告第8号は、公用車による事故ほか6件の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、市長において専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。

以上、7件につきまして御報告を申し上げます。

○議長（加藤信康） 以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切ります。

ただいまの報告は、議会に対する報告でありますので、御了承願います。

次に、日程第6により、議員提出議案第4号地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書から、議員提出議案第8号地方自治法の一部を改正する法律に対する意見書まで、以上5件を一括上程議題といたします。

初めに、議員提出議案第4号地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（6番・重松康宏登壇）

○6番（重松康宏） 議員提出議案第4号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明に代えさせていただきます。

地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書

「こども誰でも通園制度」は、子育て家庭の多くが孤立した育児の中で、不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある中、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に向けて、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度である。

具体的な制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況も見極めながら、令和7年度には公制度化し、令和8年度には法律に基づく新たな給付制度として全自治体で実施すべく、令和5年度から各地で試行的な事業が行われている。地域の実情に合わせた速やかな制度の導入に加え、育児と多様な働き方やライフスタイルの両立の推進のために、政府に対して、以下の事項についての特段の取組を求める。

記

- 1 実施事業所が不足する地域では、十分な受入先を確保するための施策を講じること。試行的事業の職員配置や設備基準は、認可保育所並みの水準となっているが、認可保育所等の実施事業所が不足している地域においては、制度の導入推進を図るためにも、職員配置や設備基準を満たすための財政的措置を含む支援策を講じること。
- 2 自治体によって1人当たりの利用時間の上限を増やせるようにすること。試行的事業では、補助基準上の1人当たり利用時間の上限は10時間としているが、それぞれの自治体における乳幼児数や地理的特性によって、利用時間のニーズにばらつきが生じることが想定される。  
こうした中、全国の市町村で実施する給付制度とすることを前提としながら、自治体によって地域差が生じることについてどのように考えるのかといった論点も含め、利用時間の在り方について検討すること。
- 3 障がい児や医療的ケア児を受け入れられるようにすること。障がい児や医療的ケア児

とその家族を支援する観点や、保護者の事情により通園ができない乳幼児についても、家庭とは異なる経験や家族以外と関わる機会を創出する観点から、「こども誰でも通園制度」においても、障がい児や医療的ケア児の受入れを認めること。

- 4 重層的な見守り機能が発揮されるような制度設計とすること。「こども誰でも通園制度」を地域資源の一つとして整備し、「こども誰でも通園制度」と合わせて、地域に多様な子育て支援サービスを整え、潜在的待機児童の解消も視野に入れた重層的な見守り機能が発揮されるような制度設計とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月25日

大分県別府市議会

財務大臣、内閣府特命担当大臣こども政策少子化対策担当 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

- 議長(加藤信康) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(加藤信康) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(加藤信康) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

議員提出議案第4号地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長(加藤信康) 起立多数であります。よって、本件については可決されました。

次に、議員提出議案第5号2024年度最低賃金の改正等に関する意見書について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(15番・森山義治登壇)

- 15番(森山義治) 議員提出議案第5号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明に代えさせていただきます。

2024年度大分県最低賃金の改正等に関する意見書

国内経済は、名目賃金が上昇しているものの、円安やロシアによるウクライナ侵攻の長期化がもたらした原材料やガソリン、食料品などの物価上昇は継続している。物価を加味した実質賃金はマイナスで推移し、勤労者世帯の暮らしは厳しさを増しており、生活向上につながる持続的な賃上げが必要不可欠である。一日も早く全ての都道府県において、最低賃金を1,000円以上に引き上げるとともに、健康で文化的な生活ができ、労働力を再生産し、社会的体制を保持するために、最低限必要な水準までさらに引き上げていく必要がある。最低賃金の地域間格差が都市部への共同力流出の一員になっているとも言われており、総合指数に見合った水準とすることが重要である。

あわせて、最低賃金の引上げのためには、経営基盤は脆弱で、雇用維持に不安を抱える中小企業・小規模事業者が継続して事業を行い、雇用の維持、確保ができるよう、雇用調整助成金をはじめとする国の各種施策の拡充・強化や特例措置等の支援策の早急な対応が求められる。

よって、大分労働局におかれては、大分県最低賃金のあるべき姿への引上げと、コロナ禍における中小企業・小規模事業者支援のさらなる拡充のため、以下の施策を講じるよう強く求める。

## 記

- 1 経済の好循環に向けては、人への投資が不可欠であることから、継続的な最低賃金の引上げにより、経済の自立的成長を実現すること。
- 2 設定する最低賃金は、総合指数に見合った水準とすることはもちろん、県内での労働力確保につながる地域間格差の是正を図ること。
- 3 最低賃金を引き上げる環境を整備するため、中小企業・小規模事業者への影響の検証、各種支援制度の継続と、実効ある対策を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月25日

大分県別府市議会

大分労働局長 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(加藤信康) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤信康) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤信康) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

議員提出議案第5号 2024年度最低賃金の改正等に関する意見書については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤信康) 御異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第6号 義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算拡充を求める意見書について、提出者から提案理由の説明を求めます。

○14番(三重忠昭) 議員提出議案第6号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明に代えさせていただきます。

### 義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算拡充を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会にとっても極めて重要なことです。今、厳しい社会経済状況の中で、雇用格差やそれに伴う低所得労働者の増大による賃金格差など、大人や保護者を取り巻く環境が厳しさを増しています。その格差は子どもの貧困にもつながっています。生まれ育った環境や家庭の所得の違いによって、子どもたちの教育や進路に影響が出ないようにしなければなりません。そのために就学援助、奨学金制度の拡充など、公教育の基盤充実が不可欠です。

今、学校現場では、授業時数や指導内容も増加しています。また、不登校やいじめ、ヤングケアラーといった課題や、障がいのある子ども、日本語指導など特別な支援を必要とする子どもたちへの対応など、学校現場に求められるニーズも複雑多様化しています。あわせて、教職員の超勤・多忙化も大きな問題となっています。それによって、教職を希望する学生も減少し、なり手不足にもつながっています。

これらの問題・課題に学校が組織的に取り組むためには、教職員の業務改善並びに計画的な教職員の定数改善も必要です。将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、教育条件格差があってはなりません。

しかし、現状の教育予算については、義務教育費国庫負担金の国の負担割合が引き下げられ、自治体財政を圧迫しています。子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることを保証しなければなりません。そのことも踏まえて、以下のことを求めます。

#### 記

- 1 子どもたちに教育の機会均等と教育水準を保障するために必要不可欠な、義務教育費国庫負担制度の国の負担割合増と教育予算の拡充を図ること。
- 2 きめ細かい教育の実現に向けて、教職員の業務改善と学校現場に必要な教職員の人員・人材を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月25日 大分県別府市議会  
内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣 殿  
何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(加藤信康) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤信康) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤信康) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

議員提出議案第6号義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算拡充を求める意見書については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤信康) 御異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第7号政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充し、全てのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(9番・美馬恭子登壇)

○9番(美馬恭子) 議員提出議案第7号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明に代えさせていただきます。

政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充し全ての  
ケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書

政府は、看護師や介護職など社会基盤を支える労働者がその役割の重要性に比べて賃金水準が低い状況であるとし、ケア労働者の賃上げ状況に、賃上げ事業に踏み出し、2024年の診療報酬・介護報酬・障害福祉報酬の改定で、賃上げに特化した評価料や加算を盛り込みました。このことに関しては一定の評価はしております。

しかし、2.5%のベースアップ目標としていたものの、実際の診療報酬のベア評価料や介護報酬の新加算はその目標に到底及ばないばかりか、病院と診療所や介護施設と在宅介護事業所の間で、報酬が大きく異なり、対象外となる従事者もあるため、複数の施設を経営する医療や介護の法人では、従事者間に不平等を持ち込むことになるとして、賃上げの評価料や加算を見送る使用者まで出ています。

その結果、2.5%のベースアップどころか、定期昇給分を含めても2%程度にとどまる定昇並みの賃上げにしかならず、他の産業では、5ないし10%の賃上げが実現している

今年、ケア労働者の賃金水準はさらに全産業平均から大きく下回る実態となっています。

現在の医療・介護現場では退職者が増加し、入職者が減少する事態が全国各地で広がっています。その背景には、苛酷な労働実態とそれに見合わない低賃金があることは紛れもない事実です。コロナ禍で経験したような、入院患者が受け入れられない、あるいは介護事業所が利用できないなどの医療崩壊、介護崩壊を人員不足のために繰り返してしまうことのないよう、緊急な処遇改善を国の責任で実行する必要があります。

政府がケア労働者の賃上げの必要性を理解しているのであれば、全てのケア労働者が差別なく、処遇改善につながる施策を再度実効性を伴う形で実施すべきです。そのためには、医療・介護施設への経済的援助の拡充も必要であり、診療報酬・介護報酬・障害福祉報酬の抜本的な引上げと同時に、患者・利用者負担軽減策も実施すべきです。政府の責任で全てのケア労働者の処遇改善と、医療・介護事業の安定的な維持発展のために、以下要請し、実施を強く求めるものです。

#### 記

- 1 医療や介護現場で働く全てのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるよう、政府の責任において、全額公費による追加の賃上げ支援策を実行すること。
- 2 全ての医療機関と介護事業所を対象に、物価高騰や人件費増を補えるだけの診療報酬と介護報酬を抜本的に引き上げる臨時改定を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月25日 大分県別府市議会  
内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣 殿  
何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(加藤信康) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤信康) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤信康) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

議員提出議案第7号政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充し、全てのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(加藤信康) 起立少数であります。よって、本件については否決されました。

次に、議員提出議案第8号地方自治法の一部を改正する法律に対する意見書について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(1番・塩手悠太登壇)

○1番(塩手悠太) 議員提出議案第8号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明に代えさせていただきます。

地方自治法の一部を改正する法律に対する意見書

我が国の地方自治については、最高法規である日本国憲法で基本原則が明記されています。憲法第92条では、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて法律でこれを定めるとされています。この地方自治の本旨とは、一般的に地方公共団体の団体自治及び住民自治の2つの意味における、地方自治を確立することとされて

います。住民自治とは、地方自治が、住民の意思に基づいて行われるという民主主義的要素の意味であり、団体自治とは、地方自治が国から独立した団体に委ねられ、団体自らの意思と責任の下でなされるという自由主義的地方分権的要素の意味であると言われて

います。また、1993年から始まった地方分権改革では、2000年施行の地方分権一括法で、国と地方は、従前の上下主従の関係から対等協力関係であるとされ、国から地方への権限移譲とともに、関与の縮小化が進みました。

しかし、今国会で提出された地方自治法の一部を改正する法律では、国と地方公共団体との関係等の章とは別に新たな章を設け、特例（大規模な災害、感染症の蔓延、その他その及ぼす被害の程度において、これらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における特例）を規定しており、その一部に国の地方公共団体に対する補足的な指示として、その自治、事務処理について、国民の生命等の保護を的確かつ迅速に実施するため、講ずべき措置を、措置に関し、必要な指示ができることとするとあります。

つまり、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態であれば、個別法の規定なく、必要な対策の指示をすることが可能となるということです。

また、この改正では本来、指示権は、個別法に規定があれば行使可能であり、一定の場合に限定されていますが、国が要件を満たしたと判断した場合に、地域の事情や住民のニーズ等を的確に反映させ、自主的な行政運営が行える自治事務に対しても対象としています。これらは、これまで地方分権改革の成果として、国と地方の協議の場が設けられ、議論されてきたことに逆行するものであり、指示権の行使に関しては慎重に運用すべきです。

したがって、国の地方公共団体に対する補足的な指示の特例を行使する際に、地方自治の本旨に基づいて、安易な運用がされないように、以下のことを求めます。

#### 記

- 1 国の地方公共団体に対する補足的な指示において、事前に十分に地方公共団体と協議・調整を行い、地域の事情や住民ニーズ等を反映させた上で運用すること。
- 2 国民の生命等の保護のために特に必要な場合とされている知事要件について、より明確に要件定義をして、安易な運用を控えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月25日

大分県別府市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生担当） 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（加藤信康） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

議員提出議案第8号地方自治法の一部を改正する法律に対する意見書については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤信康） 起立少数であります。よって、本件については否決されました。

最後に、日程第7により、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付しておりますように、議員派遣の申出があります。

お諮りいたします。各議員からの申出のとおり議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、各議員から申出のとおり議員派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に一任していただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に一任することに決定いたしました。

以上で、議事の全てを終了いたしました。

お諮りいたします。以上で令和6年第2回市議会定例会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、以上で令和6年第2回市議会定例会を閉会いたします。

午前11時25分 閉会